

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成 25 年 11 月 27 日法律第 86 号）の施行（平成 26 年 5 月 20 日）に伴う変更

■p. 91 No. 7 解説（4）

誤：自動車運転過失致死傷罪（刑法 211 条 2 項）

正：過失運転致死傷罪（自動車運転死傷行為処罰法 5 条）

■p. 46 No. 12 問題・解説

問題・解説の「公聴」を、すべて「広聴」に訂正いたします。

■p. 55 No. 20（1）解説

誤：被留置者に対して信書が送達されたという事実は伝えるが、差出人の氏名までは伝えてはならず、

正：被留置者に対して信書が送達されたという事実は伝えてはならず、

■p. 55 No. 20（2）問題

誤：おおむね 10 分に 1 回以上巡回し、

正：おおむね A 及び B 対象は 10 分に 1 回以上、C 対象は 15 分に 1 回以上巡回し、

■p. 83～84 No. 1 解答・解説・正解

（1）と（2）の解答及び解説を以下のように訂正いたします。

- （1）妥当。 枝文のとおり。道交法 2 条 3 項は、歩行者について、①身体障害者用の車いす、歩行補助車等又は小児用の車を通行させている者、及び②大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車、二輪の原動機付自転車又は二輪若しくは三輪の自転車（これらの車両で側車付きのもの及び他の車両を牽引しているものを除く。）を押して歩いている者と定義している。牛や馬は軽車両に該当する（道交法 2 条 1 項 11 号）ので、牛や馬を手綱で引いて歩くことは軽車両の運転ということになり、歩行者には該当しない。
- （2）妥当でない。 クレーン車のクレーン装置は車両の積載物に該当しないので、クレーンを上空に上げたまま走行しても、道交法上の積載物の大きさ制限超過違反とはならない。ただし、道路法 47 条違反にはなり得る。

以上の訂正により、正解番号も（１）から（２）に変更になります。

■p. 86 No. 3 解答・解説（４）、（５）及び正解

（４）、（５）の解答・解説を、以下のとおり訂正いたします。

- （４）妥当。 道交法 117 条の 2 の 2 第 11 号は、「偽りその他不正の手段により免許証又は国外運転免許証の交付を受けた者」を罰金に処すると規定している。「偽りその他不正の手段」とは、道交法 94 条 2 項の定める再交付を受ける資格要件がないにもかかわらず、資格要件があるように偽ること、又は正規の申請手続を経ない手段などをいい、枝文のように自己名義の運転免許証を保管されたため、盗難されたと偽って再交付申請をする場合には、免許不正取得罪が成立し得る。
- （５）妥当でない。 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則 1 条 3 項により、自動車の使用の本拠の位置及び、保管場所の位置が同一の場合に「所在図」（同条 2 項 2 号の書面）の添付を省略することができるが、「配置図」の添付の省略は認められていない。

以上の訂正に伴い、正解も（４）から（５）に変更になります。

■p. 89～90 No. 6 問題（４）及び解説（４）

問題（４）を、以下のとおり訂正いたします。

誤：運転者に誘われて単にこれを承諾して同乗した場合であっても同罪が成立する。

正：運転者に誘われて単にこれを承諾して同乗した場合には同罪は成立しない。

解説（４）を、以下のとおり訂正いたします。

妥当。 同乗罪は、当該車両を運転して自己を運送することを要求し、又は依頼して、当該運転者が道交法 65 条 1 項の規定に違反して運転する車両に同乗することである（同法 65 条 4 項）。運転者からの勧誘による場合に同罪が成立するには、同乗者が行き先を指示する等の積極的な依頼行為等があり、同法 65 条 4 項規定の行為と同様に評価される行為がなければならず、単に誘いを承諾して同乗しても同乗罪は成立しない。

■p. 102 No. 18 問題及び解説（１）

（１）の問題及び解説を以下のとおり訂正いたします。

問 題

誤：信号機が設置されている横断歩道の場合には、その必要はない。

正：信号機が設置されている横断歩道の場合も、必要である。

解 説

誤：信号機が設置された横断歩道の場合を除いて

正：信号機が設置された横断歩道でも

誤：公安委員会の意思決定に係る横断歩道の標識等の設置

正：公安委員会の意思決定に係る横断歩道の設置

なお、この訂正により解答の変更はありません。

■p. 105 No. 20 解説（1）

誤：特定中型自動車

正：自動車

■p. 122 No. 33 解答・解説（4）及び正解

解答・解説（4）と正解を以下のとおり訂正いたします。

（4）妥当。 酒類の提供を受けた者が、当該提供を受けた酒類により酒気を帯びた状態となり、その状態のまま実際に酒酔い運転又は酒気帯び運転をした場合に限り、処罰の対象となる（道交法 65 条 3 項、117 条の 2 の 2 第 5 号）。

以上の訂正に伴い、正解も「(2)、(4)」から「(2)」に変更となります。

■p. 184 No. 5 解説（3）

誤：環境省

正：官公庁

■p. 245 No. 19 解説（4）

解説を以下のとおり訂正いたします。

万引き事件処理時における書ききり型撮影媒体対応デジタルカメラは、情状意見が「厳重処分」の意見を付して送致する可能性のある事件について、証拠品（被害品）、被害場所等の写真撮影をする場合に使用することとしていたが、「万引き

事件処理用デジタルカメラの運用廃止について」(平成 25 年 9 月 6 日通達乙第 54 号)に基づき、平成 25 年 10 月 1 日から、地域警察官が扱うすべての事件・事故で使用することができることとなった。

なお、解答に変更はありません。

■p. 321 No. 4 問題 (5)

問題及び解説を以下のとおり訂正いたします。

問 題

- (5) いわゆる入管法では、外国人の資格外活動を禁止しているところ、この主体に短期滞在者は含まれるが、不法在留者で本邦に留まっている者は含まれない。

解 説

- (5) 妥当。入管法の資格外活動の主体は在留資格を持って我が国に在留する外国人を指すので、在留資格のない不法在留者は主体とはならない。

なお、正解に変更はありません。

■p. 334 No. 15 問題 (5)

誤：ここにいう「他人」とは、自分以外の人物のことをいい、この者が実在するか、架空の名義であるかを問わない。

正：ここにいう「他人」とは、自分以外の実在する人物のことをいい、架空の名義であった場合は「他人」の名義利用に当たらない。

■p. 345 No. 26 問題及び解説 (1)

問題及び解説を、以下のとおり訂正いたします。

問 題

- (1) 資格外活動罪とは、在留資格に規定された活動内容を逸脱し、資格外の活動で報酬を受ける活動を行った場合に成立するが、留学の在留資格を取得し我が国に在留している者が、アルバイトをして報酬を受けていた場合は、本法違反が成立しない。

解 説

- (1) 妥当でない。留学生が学費その他の必要経費を補うためにアルバイトを希望する場合には、入国管理局から事前に「資格外活動の許可」を受ける必要がある。許可を受けずにアルバイトをしたり、許可された範囲を超えてアルバイトを行った場合には、強制退去を含む処罰の対象となる。